

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成21年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

1 特定の事件(平成21年度)

相模原市の小学校・中学校等に関する財務事務の執行等について

2 監査対象部局及び団体

教育局

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【相模原市学校教育研究事業推進協議会に対する委託事業（学校教育課）】 推進協議会の税務不申告等について 相模原市は推進協議会に業務委託を行っているが、推進協議会はこれに関する税務上の対応を行っていない。当該委託契約は、法人税法上の収益事業（請負業）に該当する。また、受託金額が10,000千円を超えていることから、消費税の納税義務者にも該当するものと考えられる。 一般論として、相模原市は、委託事業の委託元として、委託先の団体が納税義務を含めて、不適切な行為を行っている兆候はないことを、少なくとも実績報告書等の記載事項から判断する義務があるものとする。 (報告書 150頁)	【相模原市学校教育研究事業推進協議会に対する委託事業（学校教育課）】 推進協議会の税務不申告等について 平成22年度より、委託先が実施する事業が納税義務への対応も含め適正に行われていることを、実績報告書等により直接監理しており、法人税及び消費税の取扱いについて、協議会と検討しているところである。 なお、平成22年度より委託形態の見直しを実施しており、消費税の納税義務は発生していない。 また、令和3年度より、研究事業に要する諸費用を学校教育課が直接予算執行することとし、協議会への委託方式は廃止とした。

1 特定の事件(平成21年度)

相模原市の小学校・中学校等に関する財務事務の執行等について

2 監査対象部局及び団体

教育局

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【さがみ風っ子文化祭事業（学校教育課）】 実行委員会の税務不申告等について 相模原市は実行委員会に業務委託を行っているが、実行委員会はこれに関する税務上の対応を行っていない。当該委託契約は、法人税法上の収益事業（請負業）に該当する。また、受託金額が10,000千円を超えていることから、消費税の納税義務者にも該当するものと考えられる。 一般論として、相模原市は、委託事業の委託元として、委託先の団体が納税義務を含めて、不適切な行為を行っている兆候はないことを、少なくとも実績報告書等の記載事項から判断する義務があるものとする。 (報告書 154頁)	【さがみ風っ子文化祭事業（学校教育課）】 実行委員会の税務不申告等について 平成22年度より、委託先が実施する事業が納税義務への対応も含め適正に行われていることを、実績報告書等により直接監理しており、法人税及び消費税の取扱いについて、実行委員会と検討しているところである。 なお、平成22年度より委託形態の見直しを実施しており、消費税の納税義務は発生していない。 また、令和4年度より、さがみ風っ子文化祭事業に要する諸費用を学校教育課が直接予算執行することとし、実行委員会への委託方式は廃止とした。